

欠席の手続き

学校感染症
学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症のこと。

忌引き
近親者が死去し、喪に服すること。

ホームページからも
PDFダウンロード
できます

欠席届
忌引き届
登校許可書

手続きに必要な書類

授業を欠席した場合、欠席の理由によって手続きの方法が違います。下記の表を見て、対応してください。提出書類の記入にあたっては、事後すみやかに手続きするようしてください。

欠席理由	必要な書類	手続き場所	提出期限*	公欠
学校感染症	欠席届	授業運営課	公欠期間最終日の翌日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)	<input type="radio"/>
	診断書・治癒証明書・登校許可書のいずれか			<input type="radio"/>
近親者の忌引き	忌引届・会葬礼状 保証人の自筆の署名と捺印が必要です	授業運営課	公欠期間最終日の翌日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)	<input type="radio"/>
	欠席届・遅延証明書			<input type="radio"/>
通学区間の交通機関が不通になった場合(授業休講の範囲外で)	欠席届・裁判所が発行する証明書	授業運営課		<input type="radio"/>
裁判員制度による裁判への参加	欠席届・裁判所が発行する証明書	授業運営課		<input type="radio"/>
研修行事など学校行事への参加	書類提出の必要はありません。			<input type="checkbox"/>
教育実習・保育実習 介護等体験	書類提出の必要はありません。			<input type="checkbox"/>
病気(学校感染症以外)・ ケガ・災害等(1週間以上)	欠席届・診断書	授業運営課	登校初日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)	<input type="checkbox"/>
病気(学校感染症以外)・ ケガ・災害等(1週間未満)			書類提出の必要はありません。欠席した授業の担当教員に、報告してください。	<input type="checkbox"/>
課外活動(試合・公演・発表など)				<input type="checkbox"/>
就職活動	書類提出の必要はありません。ただし、工学部の学生は、「就職活動による欠席届」を授業運営課に提出してください。(随時)			<input type="checkbox"/>

* 提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

* 期限までに手続きできない事情がある場合には、期限内に申し出てください。

* 必要な書類が要素を満たしていない場合には、保証人の自筆の署名と捺印等を求める場合があります。

公欠

授業の欠席が、その事由から公欠の扱いになる場合があります(教育学部乳幼児発達学科は対象外)。公欠は、大学から科目担当教員に連絡します。学生が個人的に科目担当者に願い出ても公欠の扱いにはなりません。

公欠の扱いになる主な事由は、上記表「公欠」欄に○がついていること等です。

1 学校感染症

学校感染症と診断された場合は、医師の通学許可が出るまで登校することができません。医師の診断書・治癒証明書・登校許可書(病名および出席停止期間を記載してもらうこと)に基づき、発病から通学許可が出るまでの期間を公欠の扱いとしますので、所定の手続きをしてください。

2 近親者の忌引き

近親者が死去し喪に服する場合は、会葬礼状など証明する書類を添えて、所定の手続きをしてください。



ただし、追試験受験を希望する者は、「試験規程」第7条に基づき、当該科目の試験実施日（レポート提出締切日）を含めて4日以内に手続きしなければなりません。

なお忌引きとして取り扱う日数は次のとおりとし、その期間は公欠の扱いになります。ただし、法事による欠席は忌引きの扱いにはなりません。

1親等（父母など）	連続7日間（休・祝日を含む）
2親等（祖父母・兄弟姉妹など）	連続3日間（休・祝日を含む）
3親等（伯叔父母・曾祖父母など）	1日間（休・祝日を含む）

○数字は血族とその親等
□数字は姻族とその親等

```

graph TD
    B[本人] --> S1[配偶者]
    B --> C1[子①]
    S1 --> B1[兄弟姉妹②]
    S1 --> G1[孫②]
    B1 --> S2[配偶者②]
    B1 --> N1[甥姪③]
    S2 --> S3[配偶者③]
    S2 --> N2[甥姪③]
    G1 --> S4[配偶者②]
    G1 --> G2[曾孫③]
    S3 --> S5[配偶者④]
    S3 --> P1[父母①]
    P1 --> S6[配偶者④]
    P1 --> P2[父母③]
    P2 --> G3[曾祖父母③]
    P2 --> G4[祖父母②]
    G3 --> S7[配偶者④]
    G3 --> G5[祖父母③]
  
```

3 授業が休講となる範囲外で、通学区間の交通機関がストライキ、事故、台風等で不通となり、
通学が困難となった場合

欠席日から1週間以内に授業運営課に遅延証明書を添えて「欠席届」を提出してください。
通学区間とは、大学に登録してある現住所の最寄り駅から玉川学園前駅の最短区間です。それ以外の区間での欠席は認められません。

なお、公表の対象となる授業時間については、下記を参考にしてください。

《午前6時までに運転が再開されたとき》

授業は平常通り実施

午前6時以降9時までの間に運転が再開されたとき					当日の授業は4時限目まで公欠				
1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限

《午前9時以降11時までの間に運転が再開されたとき》　　当口の授業は6時限目まで公演

The diagram illustrates the relationship between 'Kōgi' (授業) and 'Kōki' (公欠). It features two horizontal arrows pointing right. The top arrow is labeled 'Kōki' and has boxes for '1限' through '10限'. The bottom arrow is labeled 'Kōgi' and also has boxes for '1限' through '10限'. A central box labeled '公欠' (Kōki) is positioned between the two arrows. Arrows point from the 'Kōki' boxes towards the 'Kōgi' boxes.

『午前11時以降に運転が再開されたとき』

『午前11時以降に運転が再開されることは』						当日の授業はすべて公欠			
1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	8限	9限	10限
◀				公欠					▶